

「令和 8 年度台湾現地 PR イベント出展業務」

業務仕様書

令和 8 年 8 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度台湾現地 PR イベント出展業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 趣 旨

本県の最重点市場である台湾について、日本への旅行者の多くは航空券や宿泊等を全て自己手配する FIT 層であり、本県への更なる誘客拡大のためには、FIT 層をターゲットとしたプロモーションを展開していく必要がある。

本事業では、台湾で開催される日本東北遊楽日 2026 に出展して台湾の訪日リピーターである FIT 層向けに観光 PR を行い、台湾からの誘客及び県内周遊を促進し、観光消費額の増加を図る。

(2) 台湾現地 PR イベント概要

日本東北遊楽日 2026

- ・ 日程：商談会 2026 年 12 月 4 日（金）
BtoC イベント 2026 年 12 月 5 日（土）～12 月 6 日（日）
- ・ 会場：台湾 台北市 華山 1914 文化創意産業園區
※商談会は台北晶宴民権館の予定
- ・ 主催：（一社）東北観光推進機構

(3) 業務件名及び数量

「令和8年度台湾現地 PR イベント出展業務」一式

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

(5) 委託料の上限額

3,370 千円（税込）

2 業務内容（仕様）

(1) 提案内容

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 事業スケジュールに関すること
- ② 実施体制に関すること
- ③ 出展内容に関すること

(2) 業務内容（仕様）

① 東北観光商談会

ア 通訳

- ・ 商談会のため通訳（ビジネスレベル）を1名手配すること。なお、通訳は岩手県に関する知識がある者を選定することが望ましい。

イ お土産の運搬

- ・ 商談会当日、商談相手の旅行会社に配布するお菓子を運搬すること。なお、お土産は委託者で用意するため、手配不要であること。

② 日本東北遊楽日 2026

ア イベント管理

- ・ 岩手県ブースの運営管理のため、イベント管理者を1名以上配置し、県職員との連絡調整を円滑に行える体制とすること。
- ・ 管理者は、出展の前日（12月4日）も会場準備等の対応を行うこと。

イ 岩手県ブースの出展・運営

- ・ 2小間出展とし、出展料（計 300 千円）を計上すること。また、出展概要等については、別添募集概要を参考とすること。なお、当該イベント事務局が定める期日までに出展料を支払うこと。
- ・ 訪日リピーターである FIT 層に対して効果的に情報発信できるブース装飾とし、その内容を提案すること。なお、ブースには、壁面装飾やパネル設置により岩手県全体のマップを掲示し、夏季期間のコンテンツをメインとしたデザインとするほか、当ブース内でPRを行う市町村や事業者等の希望を踏まえ、県と協議のうえ最終決定すること。
- ・ ブース運営に必要な備品を手配すること。
- ・ ブース来訪者ができるだけ長くブース内に滞在するような実施内容とすること。なお、当ブース内でPRを行う市町村や事業者等の希望を踏まえ、県と協議のうえ最終決定すること。
- ・ 通訳（日常会話レベル）をブース内に各日3名配置すること。

ウ ステージPR

- ・ メインステージで実施するパフォーマンスの内容を提案すること。なお、パフォーマンスでは、岩手県の夏のコンテンツを中心にPRすること。

エ 体験PR

- ・ 岩手県の伝統工芸品を使ったワークショップの実施内容を提案すること。なお、実施内容は子どもでも楽しめる難易度にする。
- ・ 運営に必要な備品、MC、通訳、アシスタントスタッフ等の手配を行うこと。

オ 観光ミニセミナー

- ・ 観光ミニセミナーの実施内容を提案すること。（必要な物品等の手配も含む）
- ・ 運営に必要な備品、MC、通訳、アシスタントスタッフ等の手配を行うこと。

カ 協賛企画への参加

- ・ スタンプラリーのノベルティとして、県産品の手配を行うこと。なお、内容は1つあたり300～500円相当のものを100個または、1つあたり3,000円～5,000円相当のものを10個のいずれかとすること。

キ アンケート、ノベルティ等

- ・ イベント期間中、一般参加者を対象に、今後の施策の検討に資するアンケート調査を実施し、その結果を分析し報告すること。アンケート項目は、県と協議の上設定する。
- ・ アンケート回答者に配布するノベルティ（1,000個）を提案し、作成すること。
- ・ 県庁からイベント会場までの、パンフレット類を輸送すること。輸送量は20kg×7ヶ口を想定しているもの。

ク Wi-Fi 手配

- ・ 現地での情報検索のためWi-Fi1台を手配すること。なお、使用期間は、5泊6日以内とすること。

(3) その他共通事項

- ・ 委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

イ 費用積算内訳書 6部（正本1部、副本5部）

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

(2) 留意事項

ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。

イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

エ 企画提案書はA4縦の用紙とすること。

(3) 主な審査観点について

ア 出展内容やブース装飾は、FIT 層の誘客に繋がる効果的な内容となっているか。

イ ワークショップにおける体験内容は、岩手県の PR に効果的なものか。

ウ ブース内での実施内容は、来場者が滞在するようなものになっているか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関し

ては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。